# 広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央実験室利用心得（所内者向け）

改正 平成28.3.25　令和7.1.27

(趣旨)

第1　この心得は，広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子実験系運営要領(平成22年3月30日研究所長決裁。以下「運営要領」という。）第4第2項の規定に基づき広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央実験室(以下「中央実験室」という。)の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2 中央実験室の利用を希望する者(以下「利用者」という。)は，　広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設運営委員会遺伝子専門委員会(以下「専門委員会」という。)が定める方法により，許可を得なければならない。

(機器の利用時間)

第3　中央実験室は，24時間利用できるものとする。

(消耗品及び試薬等の取扱い)

第4　実験に必要な消耗品は，利用者が持参するものとし，実験終了後は速やかに撤去すること。

2 実験上，必要な毒劇物を使用する場合は，利用者が所属する広島大学学則(平成16年4 月1日規則第1号)第13条第1項に規定する附属被ばく資料調査解析部又は広島大学原爆放射線医科学研究所運営内規第15条及び第19条に規定する研究分野等(以下「研究分野等」という。)で購入したものを使用すること。また，廃液は，利用者が所属する研究分野等で処理すること。

(機器の持込み)

第5　中央実験室に，実験上必要な機器を持ち込む場合は，専門委員会の許可を得なければならない。

(飲食等の禁止)

第6　中央実験室での飲食及び喫煙は，禁止する。

(利用者の責任等)

第7　利用者は，中央実験室の整理整頓に努め，他の者に迷惑をかけないこと。

2　この心得を遵守せず，他に著しく迷惑を及ぼす場合は，専門委員会は利用者に注意を与え，更に中央実験室の使用の制限又は禁止の措置を講ずることができる。

(RI実験の禁止)

第8　中央実験室内でRIを用いた実験は，禁止する。

(非常災害発生時の処置)

第9　火災，停電その他緊急事態が発生した場合は，勤務時間内は機器サービス室又は霞地区運営支援部に，勤務時間外の場合は「遺伝子実験系緊急時連絡先一覧表」により，

速やかに連絡すること。

(雑則)

第10　この心得は，専門委員会で随時改正を行い，改正を行った場合は，その都度各研究分野等に連絡する。

附　則

この心得は，平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月25日　一部改正)

この心得は，平成28年3月25日から施行する。

附　則(令和7年1月27日　一部改正)

1　この心得は，令和7年3月1日から施行する。

2　この心得による改正後の広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央実験室利用心得（所内者向け）第4第2項の規定は，令和2年4月1日から適用する。